

■セーフティネット保証4号

【対象者及び要件】

- 1 法人：本店登記地、個人事業主：主たる事業所が浪江町であること
- 2 指定地域において申請時点で1年間以上継続して事業を行っていること
※認定基準の運用が緩和されています。以下の方も利用が可能となりました。（5号、危機関連保証も）
 - ・浪江町で業歴3ヶ月以上1年未満の事業者
 - ・前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者
- 3 新型コロナウイルス感染症に起因して、影響を受けた後最近1か月の売上高と前年同月比で20%以上減少かつ、その後2ヶ月を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

【必要書類】

令和2年5月14日より簡略化

		内容
<input type="checkbox"/>	1	【法人の場合】履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）※コピー可 【個人事業主の場合】青色確定申告決算書1ページ目（なければ、所得税確定申告書Bの第一表）（直近のもの）
<input type="checkbox"/>	2	4号認定申請書 ※2部提出
<input type="checkbox"/>	3	売上高計算書（町指定様式）※お取引銀行の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須 ※押印がなければ、「月別試算表」または「月別売上申告書」を加えて提出

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。